

「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」の策定等について

本市では、厳しい財政状況を踏まえ、将来に課題を先送りすることなく、継続的な行政サービスの提供を可能とする公共施設の再整備を進めることを目的として、平成25年度に「藤沢市公共施設再整備基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。その中では、「公共施設の安全性の確保」、「公共施設の長寿命化」、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を基本的な考え方としています。この考え方を具現化するため、平成26年度に策定した「第1次藤沢市公共施設再整備プラン」は、「藤沢市市政運営の総合指針2016」と計画期間を合わせた平成28年度までの具体的な施設再整備を示した「短期プラン」と平成26年度から令和15年度までの20年間の再整備の考え方を示した「長期プラン」で構成しています。

現在は、平成29年度から令和2年度までを計画期間とした「第2次藤沢市公共施設再整備プラン」（以下「2次プラン」という。）を引き継ぎ、令和3年度当初予算編成との整合を図った「第3次藤沢市公共施設再整備プラン（暫定版）」（以下「3次プラン（暫定版）」という。）に基づき事業を進めています。

今回は、「藤沢市市政運営の総合指針2024」と期間を合わせ、令和3年度から令和6年度までの4年間の計画期間とした「第3次藤沢市公共施設再整備プラン（素案）」（以下「3次プラン（素案）」という。）及び、施設数・面積などの更新と、これまで市議会等でいただいたご意見等を反映した「基本方針（部分改定案）」について報告するものです。

1 これまでの経過

令和2年 5月	政策会議	・ 3次プラン策定の方向性及びスケジュールの報告
7月	政策会議	・ 3次プラン策定及び基本方針の見直しについて報告
10月	藤沢市公共資産活用等検討委員会（拡大会議）	・ 3次プラン策定及び基本方針の見直しについての基本的な考え方及びスケジュールの報告・審査 ・ 3次プラン（暫定版）（案）及び基本方針（素案）の検討・審査
11月	藤沢市公共資産活用等検討委員会（拡大会議）	・ 3次プラン（暫定版）（案）及び基本方針（部分改定素案）の検討・審査
令和3年 1月	政策会議	・ 3次プラン（暫定版）（案）及び基本方針（部分改定素案）の報告
	藤沢市公共資産活用等検討委員会（拡大会議）	・ 3次プラン策定の方向性及びスケジュールの報告・審査

2月	市議会藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	・3次プラン（暫定版）（案）及び基本方針（部分改定素案）の報告
	パブリックコメント	・基本方針（部分改定素案）
3月	藤沢市公共資産活用等検討委員会（拡大会議）	・3次プラン（素案）の策定についての報告・審査
4月	政策会議	・3次プラン（素案）の策定についての報告
5月	藤沢市公共資産活用等検討委員会（拡大会議）	・3次プラン（素案）及び基本方針（部分改定案）の検討・審査

2 「3次プラン」の策定について

(1) 3次プランの計画期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

(2) 策定の考え方

本年2月に新型コロナウイルス感染症の影響により市の財政状況が不透明なことなどから、令和3年度当初予算編成との整合を図った「3次プラン（暫定版）」を策定しました。

今回は、「2次プラン」の「実施事業」「検討事業」の進捗状況について検証し、財政状況等を踏まえた新規事業の追加及び「長期プラン」の見直しを行います。

<再整備プランの計画期間>

第1次 藤沢市公共施設 再整備プラン	第1期 短期プラン 平成26年度～ 平成28年度				
	長期プラン 平成26年度～令和15年度（20年間）				

※短期プランは、「藤沢市市政運営の総合指針」の策定期間に合わせて作成

第2次 藤沢市公共施設 再整備プラン	第2期 短期プラン 平成29年度～ 令和2年度				
	長期プラン ～令和15年度				

第3次 藤沢市公共施設 再整備プラン	第3期 短期プラン 令和3年度～ 令和6年度				
	長期プラン ～令和15年度				

3 3次プラン（素案）（資料2-1, 2-2, 2-3）

(1) 第3期短期プランに位置づける事業

「基本方針」に示す、「再整備の基本的な考え方」における3つの考え方「公共施設の安全性の確保」「公共施設の長寿命化」「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を充足し、次のいずれかに該当する事業とします。

- ・ 新築又は改築を行う事業
- ・ 改修のうち、柱・梁など主要構造部の長寿命化対策を実施する事業
- ・ 上記に該当しないプラント等の整備（主要設備の更新を含む。）を行う事業

（資料2別紙「第2期短期プラン事業進捗及び第3期短期プランへの移行イメージ」参照）

ア 実施事業

（ア）令和2年度までに事業を開始し、令和3年度以降も事業を継続するもの。

（イ）供用開始時期が議会への報告や各施設の整備計画等において、計画期間内での事業の開始を公にしているもの。

（ウ）令和3年度予算の編成状況や「短期プラン」期間内における公共施設整備基金の積立状況等により事業の着手が可能と判断できるもの。

イ 検討事業

ア以外の事業で、次期計画期間（令和7年度から令和10年度まで）において事業の開始を見込むもの。

(2) 3次プラン（暫定版）からの主な改正点

※3次プラン（暫定版）からの改定箇所を下線を付して表示しています。

ア 複合化に関する取組の評価（資料2-1 4ページ）

イ 第3期短期プランについて（資料2-1 14ページ）

ウ 第3期短期プラン

（ア）実施事業（資料2-1 15ページから60ページ）

（イ）検討事業（資料2-1 61ページから89ページ）

エ 長期プラン（資料2-2 95ページから124ページ）

オ 参考資料「藤沢市公共施設再整備基本方針」における再整備優先度採点表（資料2-3 162ページ）

4 基本方針（部分改定案）（資料3）

「基本方針（部分改定素案）」について、令和3年2月25日から3月26日までパブリックコメントを実施し、2名から5件のご意見をいただき、それに対する市の考え方と共に追記しました。（資料3 24ページ）

なお、パブリックコメントにおけるご意見への対応を含め、令和3年2月5日開催の藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会で報告した「基本方針（部分改定素案）」の内容から変更した点はありません。

5 今後のスケジュール

令和3年 6月	市議会藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	●基本方針（部分改定案）の報告・策定 ○3次プラン（素案）の報告
	市民向け説明会	○3次プラン（素案）
	パブリックコメント	○3次プラン（素案）
7月	藤沢市公共資産活用等検討委員会（拡大会議）	○3次プラン（案）の報告・審査
8月	政策会議	○3次プラン（案）の報告
9月	市議会藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	●3次プラン（案）の報告・策定

以 上

（事務担当）企画政策部企画政策課